

種の保存法 トラフィック改正案

【改正案概要】

第 4 条	個体の定義を追加し、定義を第 4 条にまとめた
第 6 条	定義を第 4 条へ移動
第 7 条の 2～7	生体を取扱う業者の登録制－提言 4 参照
第 12 条	交雑種の取引規制－提言 8 参照
第 12 条第 2 項	適法捕獲等個体の明確化－提言 5 参照
第 13 条	交雑種の取引規制－提言 8 参照
第 14 条	行政措置の強化－提言 6 参照
第 15 条	交雑種の取引規制－提言 8 参照
第 19 条	同上
第 20 条	個体等登録の一部義務化及び登録票への有効期間設定－提言 4 参照
第 21 条	販売等目的の広告規制強化－提言 15 参照
第 31 条	同上
第 33 条の 2	特定国際種事業者の範囲拡大と登録制－提言 4 参照
第 33 条の 3	特定国際種事業者の範囲拡大－提言 4 参照 及び 販売等目的の広告規制強化－提言 15 参照
第 33 条の 4	行政措置の強化－提言 6 参照
第 49 条の 2	業者情報の公開－提言 4 参照
第 57 条の 2	違反標本の没収－提言 6 参照
第 65 条	同上

現 行	変更案
<p>第四条 この法律において「絶滅のおそれ」とは、野生動植物の種について… (中略)</p> <p>6 国内希少野生動植物種の個体の繁殖の促進、…</p>	<p>第四条 この法律において「絶滅のおそれ」とは、野生動植物の種について… (中略)</p> <p>6 国内希少野生動植物種の個体の繁殖の促進、…</p> <p>7 <u>この法律において「個体」とは、生死を問わず動植物種の一つの独立した生物体(卵及び種子であって政令で定めるものを含む)をいう。</u></p> <p>8 <u>この法律において「器官」とは、個体の一部であり、かつ譲渡し等に係る規制等のこの法律に基づく種の保存のための措置を講ずる必要があつて、政令で定めるものをいう。</u></p> <p>9 <u>この法律において「加工品」とは、個体又は器官に手を加えて作り出したもので、政令で定めるものをいう。</u></p> <p>10 <u>この法律において「交雑種」とは、その個体の少なくとも片方の親が国内希少野生動植物種又は国際希少野生動植物種であつて、政令で定めるものをいう。</u></p> <p>11 <u>この法律において「保護増殖事業」とは、国内希少野生動植物種の個体の繁殖の促進、その生息地又は生育地の整備その他の国内希少野生動植物種の保存を図るための事業をいう</u></p>
<p>第六条 環境大臣は、中央環境審議会の意見を聴いて希少野生動植物種の保存のための基本方針の案を作成し、これについて閣議の決定を求めるものとする。</p> <p>2 前項の基本方針(以下この条において「希少野生動植物種保存基本方針」という。)は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する基本構想</p> <p>二 希少野生動植物種の選定に関する基本的な事項</p>	<p>第六条 環境大臣は、中央環境審議会の意見を聴いて希少野生動植物種の保存のための基本方針の案を作成し、これについて閣議の決定を求めるものとする。</p> <p>2 前項の基本方針(以下この条において「希少野生動植物種保存基本方針」という。)は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する基本構想</p> <p>二 希少野生動植物種の選定に関する基本的な事項</p>

現 行	変更案
<p>三 希少野生動植物種の個体(卵及び種子であって政令で定めるものを含む。以下同じ。)及びその器官(譲渡し等に係る規制等のこの法律に基づく種の保存のための措置を講ずる必要があり、かつ、種を容易に識別することができるものであって、政令で定めるものに限る。以下同じ。)並びにこれらの加工品(種を容易に識別することができるものであって政令で定めるものに限る。以下同じ。)の取扱いに関する基本的な事項</p> <p>四 国内希少野生動植物種の個体の生息地又は生育地の保護に関する基本的な事項</p> <p>五 保護増殖事業(国内希少野生動植物種の個体の繁殖の促進、その生息地又は生育地の整備その他の国内希少野生動植物種の保存を図るための事業をいう。第四章において同じ。)に関する基本的な事項</p> <p>六 前各号に掲げるもののほか、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する重要事項</p>	<p>三 希少野生動植物種の個体(卵及び種子であって政令で定めるものを含む。以下同じ。)及びその器官(譲渡し等に係る規制等のこの法律に基づく種の保存のための措置を講ずる必要があり、かつ、種を容易に識別することができるものであって、政令で定めるものに限る。以下同じ。)並びにこれらの加工品(種を容易に識別することができるものであって政令で定めるものに限る。以下同じ。)の取扱いに関する基本的な事項</p> <p>四 国内希少野生動植物種の個体の生息地又は生育地の保護に関する基本的な事項</p> <p>五 保護増殖事業(国内希少野生動植物種の個体の繁殖の促進、その生息地又は生育地の整備その他の国内希少野生動植物種の保存を図るための事業をいう。第四章において同じ。)に関する基本的な事項</p> <p>六 前各号に掲げるもののほか、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する重要事項</p>
	<p><u>(希少野生動植物取扱業の登録)</u></p> <p><u>第七条の二 国際希少野生動植物種の生きた個体の取扱業(個体の販売(その取次ぎ又は代理を含む。)、保管、貸出し、展示(動物との触れ合いの機会の提供を含む。))その他政令で定める取扱いを業として行うことをいう。以下「希少野生動植物取扱業」という。)</u>を営もうとする者は、環境大臣の登録を受けなければならない。</p> <p><u>2 前項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に環境省令で定める書類を添えて、これを環境大臣に提出しなければならない。</u></p> <p><u>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名</u></p>

現 行	変更案
	<p><u>二 事業所の名称及び所在地</u></p> <p><u>三 事業所ごとに置かれる取扱責任者(環境省令に規定する者をいう。)の氏名</u></p> <p><u>四 その営もうとする希少野生動植物取扱業の種別(販売、保管、貸出し、展示又は前項の政令で定める取扱いの別をいう。以下この号において同じ。)並びにその種別に応じた業務の内容及び実施の方法</u></p> <p><u>五 主として取り扱う希少野生動植物種の種類及び数</u></p> <p><u>六 希少野生動植物種の飼養、栽培又は保管のための施設(以下この節及び次節において「飼養・栽培施設」という。)を設置しているときは、次に掲げる事項</u></p> <p><u>イ 飼養・栽培施設の所在地</u></p> <p><u>ロ 飼養・栽培施設の構造及び規模</u></p> <p><u>ハ 飼養・栽培施設の管理の方法</u></p> <p><u>七 その他環境省令で定める事項</u></p> <p><u>3 環境大臣は、前項の規定による登録の申請があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、前項第一号から第三号まで及び第五号に掲げる事項並びに登録年月日及び登録番号を希少野生動植物取扱業者登録簿に登録し、その申請をした者に対し、取扱業登録証を交付しなければならない。</u></p>
	<p><u>第七条の三 環境大臣は、前条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、同条第二項の規定による登録の申請に係る同項第四号に掲げる事項が希少野生動植物種の個体の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するため必要なものとして環境省令で定める基準に適合していないと認めるとき、同項の規定による登録の申請に係る同項第六号ロ及びハに掲げる事項が環境省令で定める飼養・栽培施設の構造、規</u></p>

現 行	変更案
	<p><u>模及び管理に関する基準に適合していないと認めるとき、又は申請書若しくは添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</u></p> <p><u>一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの</u></p> <p><u>二 第七条の六の規定により登録を取り消され、その処分の日から二年を経過しない者</u></p> <p><u>三 前条第一項の登録を受けた者(以下「希少野生動植物取扱業者」という。)で法人であるものが第七条の六の規定により登録を取り消された場合において、その処分の日前三十日以内にその希少野生動植物取扱業者の役員であつた者でその処分の日から二年を経過しないもの</u></p> <p><u>四 第七条の六の規定により業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者</u></p> <p><u>五 この法律の規定、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和四十八年十月一日法律第百五号)第四十四から第四十九条、化製場等に関する法律(昭和二十三年法律第百四十号)第十条第二号(同法第九条第五項において準用する同法第七条に係る部分に限る。)若しくは第三号の規定又は狂犬病予防法(昭和二十五年法律第二百四十七号)第二十七条第一号若しくは第二号の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者</u></p> <p><u>七 法人であつて、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの</u></p> <p><u>2 環境大臣は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない</u></p>
	<u>第七条の四(登録の更新)</u>
	<u>第七条の五(変更の届出)</u>

現 行	変更案
	第七条の六(登録の抹消、取消し等)
	第七条の七 希少野生動植物取扱業者は、その事業所ごとに、 第七条の二第三項の取扱業登録証を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。また、個体の取扱業について広告するときには登録を受けていることその他環境省令で定める事項を表示しなければならない。
<p>第十二条 希少野生動植物種の個体等は、譲渡し若しくは譲受け又は引渡し若しくは引取り(以下「譲渡し等」という。)をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>(中略)</p> <p>六 希少野生動植物種の個体等の譲渡し等をする当事者の一方又は双方が国の機関又は地方公共団体である場合であって環境省令で定める場合</p> <p>七 前各号に掲げるもののほか、希少野生動植物種の保存に支障を及ぼすおそれがない場合として環境省令で定める場合</p> <p>2 環境大臣は、前項第六号又は第七号の環境省令を定めようとするときは、農林水産大臣及び経済産業大臣に協議しなければならない。</p>	<p>第十二条 希少野生動植物種及び交雑種の個体等は、譲渡し若しくは譲受け又は引渡し若しくは引取り(以下「譲渡し等」という。)をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>(中略)</p> <p>六 希少野生動植物種及び交雑種の個体等の譲渡し等をする当事者の一方又は双方が国の機関又は地方公共団体である場合であって環境省令で定める場合</p> <p>七 前各号に掲げるもののほか、希少野生動植物種の保存に支障を及ぼすおそれがない場合及び交雑種の適切な処置として環境省令で定める場合</p> <p>2 前項に基づき譲渡し等を行う場合には、環境省令で定めるところにより、各号の規定に該当する個体等である旨を明らかにしなければならない。</p> <p>3 環境大臣は、第一項第六号又は第七号の環境省令を定めようとするときは、農林水産大臣及び経済産業大臣に協議しなければならない。</p>
<p>第十三条 学術研究又は繁殖の目的その他環境省令で定める目的で希少野生動植物種の個体等の譲渡し等をしようとする者(前条第一項第二号から第七号までに掲げる場合のいずれかに該当して譲渡し等をしようとする者を除く。)は、環境大臣の許可を受けなければならない。</p>	<p>第十三条 学術研究又は繁殖の目的その他環境省令で定める目的で希少野生動植物種の個体等の譲渡し等をしようとする者及び繁殖の目的その他環境省令で定める目的で交雑種の個体等の譲渡し等をしようとする者(前条第一項第二号から第七号までに掲げる場合のいずれかに該当して譲渡し等をしようとする者を除く。)は、環境大臣の許可を受けなければならない。</p>
<p>(譲渡し等許可者に対する措置命令)</p> <p>第十四条 環境大臣は、前条第一項の許可を受けた者が同条第四項</p>	<p>(譲渡し等許可者に対する措置命令)</p> <p>第十四条 環境大臣は、前条第一項の許可を受けた者が同条第四項におい</p>

現 行	変更案
<p>において準用する第十条第九項の規定に違反し、又は前条第四項において準用する第十条第四項の規定により付された条件に違反した場合において、希少野生動植物種の保存のため必要があると認めるときは、飼養栽培施設の改善その他の必要な措置を執るべきことを命ずることができる。</p>	<p>て準用する第十条第九項の規定に違反し、又は前条第四項において準用する第十条第四項の規定により付された条件に違反した場合において、希少野生動植物種の保存のため必要があると認めるときは、飼養栽培施設の改善、解放命令その他の必要な措置を執るべきことを命ずることができる。</p> <p>2 環境大臣は、前条第一項の許可を受けた者が前項の指示に違反した場合において希少野生動植物種の保存に支障を及ぼすと認めるときは、その許可の取消すことができる。</p>
<p>第十五条 特定国内希少野生動植物種以外の国内希少野生動植物種の個体等は、輸出し、又は輸入してはならない。ただし、その輸出又は輸入が、国際的に協力して学術研究をする目的であるものその他の特に必要なものであること、国内希少野生動植物種の本邦における保存に支障を及ぼさないものであることその他の政令で定める要件に該当するときは、この限りでない。</p> <p>2 特定国内希少野生動植物種以外の希少野生動植物種の個体等を輸出し、又は輸入しようとする者は、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第四十八条第三項 又は第五十二条の規定により、輸出又は輸入の承認を受ける義務を課せられるものとする。</p>	<p>第十五条 特定国内希少野生動植物種以外の国内希少野生動植物種及び交雑種の個体等は、輸出し、又は輸入してはならない。ただし、その輸出又は輸入が、国際的に協力して学術研究をする目的であるものその他の特に必要なものであること、国内希少野生動植物種の本邦における保存に支障を及ぼさないものであることその他の政令で定める要件に該当するときは、この限りでない。</p> <p>2 特定国内希少野生動植物種以外の希少野生動植物種及び交雑種の個体等を輸出し、又は輸入しようとする者は、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第四十八条第三項 又は第五十二条 の規定により、輸出又は輸入の承認を受ける義務を課せられるものとする。</p>
<p>第十九条 次の各号に掲げる大臣は、この法律の施行に必要な限度において、それぞれ当該各号に規定する者に対し、希少野生動植物種の個体等の取扱いの状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、希少野生動植物種の個体の捕獲等若しくは個体等の譲渡し等、輸入、陳列若しくは広告に係る施設に立ち入り、希少野生動植物種の個体等、飼養栽培施設、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。</p>	<p>第十九条 次の各号に掲げる大臣は、この法律の施行に必要な限度において、それぞれ当該各号に規定する者に対し、希少野生動植物種の個体等の取扱いの状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、希少野生動植物種の個体の捕獲等若しくは希少野生動植物種及び交雑種の個体等の譲渡し等、輸入、陳列若しくは広告に係る施設に立ち入り、希少野生動植物種の個体等、飼養栽培施設、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。</p>

現 行	変更案
<p>第二十条 国際希少野生動植物種の個体等で商業的目的で繁殖させた個体若しくはその個体の器官又はこれらの加工品であることその他の要件で政令で定めるもの(以下この章において「登録要件」という。)に該当するもの(特定器官等を除く。)の正当な権原に基づく占有者は、その個体等について環境大臣の登録を受けることができる。</p> <p>2 前項の登録(次条第一項及び第二項並びに第二十三条第一項及び第二項を除き、以下この節及び第五十八条第三号において「登録」という。)を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。</p> <p>3 環境大臣は、登録をしたときは、その申請をした者に対し、登録票を交付しなければならない。</p> <p>4 前項の登録票(以下この節において「登録票」という。)には、第二項第三号イからニまでに掲げる区分ごとに環境省令で定める様式に従い、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 登録をした個体等の種名 二 登録をした個体等の形態、大きさその他の主な特徴 	<p>第二十条 国際希少野生動植物種の個体等で商業的目的で繁殖させた個体若しくはその個体の器官又はこれらの加工品であることその他の要件で政令で定めるもの(以下この章において「登録要件」という。)に該当するもの(特定器官等を除く。) <u>であって次項に該当する以外のもの</u>の正当な権原に基づく占有者は、その個体等について環境大臣の登録を受けることができる。</p> <p><u>2 国際希少野生動植物種の個体等で登録要件に該当し、政令で定めるもの(特定器官等を除く。)の正当な権原に基づく占有者は、その個体等について環境大臣の登録を受けなくてはならない。</u></p> <p><u>3 前二項</u>の登録(次条第一項及び第二項並びに第二十三条第一項及び第二項を除き、以下この節及び第五十八条第三号において「登録」という。)を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。</p> <p><u>4 環境大臣は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、第一項及び第二項の登録を拒否しなければならない。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 一 <u>第一項及び第二項の申請が登録要件を満たすことが確認できないとき</u> 二 <u>申請書若しくは添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けている</u> <p><u>5 環境大臣は、登録をしたときは、その申請をした者に対し、登録票を交付しなければならない。</u></p> <p><u>6 前項の登録票(以下この節において「登録票」という。)には、第二項第三号イからニまでに掲げる区分ごとに環境省令で定める様式に従い、次に掲げる事項を記載するものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 一 <u>登録を受けたものの氏名及び住所(都道府県)</u> 二 登録をした個体等の種名 三 登録をした個体等の形態、大きさその他の主な特徴

現 行	変更案
<p>三 前二号に掲げるもののほか、環境省令で定める事項</p> <p>5 登録を受けた国際希少野生動植物種の個体等の正当な権原に基づく占有者は、その登録に係る第二項第三号に掲げる事項に変更を生じたときは、環境省令で定めるところにより、当該登録に係る登録票を環境大臣に提出して、変更登録を受けることができる。</p> <p>6 環境大臣は、前項の変更登録をしたときは、その申請をした者に対し、変更後の登録票を交付しなければならない。</p>	<p><u>四 登録した個体が生体である場合は、登録票の有効期限</u></p> <p><u>五 登録した個体が生体である場合は、個体上に表示された個体識別記号番号等</u></p> <p><u>六 前五号に掲げるもののほか、環境省令で定める事項</u></p> <p><u>七 登録を受けた国際希少野生動植物種の個体等の正当な権原に基づく占有者は、その登録に係る第二項第三号に掲げる事項に変更を生じたときは、環境省令で定めるところにより、当該登録に係る登録票を環境大臣に提出して、変更登録を受けなくてはならない。</u></p> <p><u>八 登録を受けた国際希少野生動植物種の生体である個体の正当な権原に基づく占有者は、第六項第四項に規定する期限の前に環境省令で定めるところにより、当該登録に係る登録票を環境大臣に提出して、登録更新を受けなくてはならない。</u></p> <p><u>九 環境大臣は、前二項の変更登録及び更新登録をしたときは、その申請をした者に対し、変更後の登録票を交付しなければならない。</u></p> <p><u>10 第四項の規定は、第八項又は第九項について準用する。</u></p>
<p>第二十一条 登録又は事前登録(以下この章において「登録等」という。)に係る国際希少野生動植物種の個体等は…</p> <p>2 登録等に係る国際希少野生動植物種の個体等は、販売又は頒布をする目的でその広告をするときは、その個体等について登録等を受けていることその他環境省令で定める事項を表示しなければならない。</p>	<p>第二十一条 登録又は事前登録(以下この章において「登録等」という。)に係る国際希少野生動植物種の個体等は…</p> <p>2 登録等に係る国際希少野生動植物種の個体等は、販売又は頒布をする目的でその広告をするときは、その個体等について<u>の登録票等</u>を表示しなければならない。</p>
<p>(特定国内種事業を行う者の遵守事項)</p> <p>第三十一条 前条第一項の規定による届出をして特定国内種事業を行う者は…</p> <p>2 前条第一項の規定による届出をして…</p> <p>3 前二項の規定は…</p>	<p>(特定国内種事業を行う者の遵守事項)</p> <p>第三十一条 前条第一項の規定による届出をして特定国内種事業を行う者は…</p> <p>2 前条第一項の規定による届出をして…</p> <p><u>3 前条第一項の規定による届出をして特定国内種事業を行う者は、その事業</u></p>

現 行	変更案
	<p><u>所ごとに、届出をしたことその他環境省令で定める事項を公衆の見やすい場所に表示しなければならない。また、特定国内希少野生動植物種の個体等を販売又は頒布をする目的でその陳列又は広告するときにも届出をしたことその他環境省令で定める事項を表示しなければならない。</u></p> <p>4 前三項の規定は…</p>
<p>第三十三条の二 取引の態様等を勘案して政令で定める特定器官等であってその形態、大きさその他の事項に関し特定器官等の種別に応じて政令で定める要件に該当するものの譲渡し又は引渡しの業務を伴う事業(以下この章及び第六十二条第一号において「特定国際種事業」という。)を行おうとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を、環境大臣及び特定器官等の種別に応じて政令で定める大臣(以下この章において「特定国際種関係大臣」という。)に届け出なければならない。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>二 特定器官等の譲渡し又は引渡しの業務を行うための施設の名称及び所在地</p> <p>三 譲渡し又は引渡しの業務の対象とする特定器官等の種別</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、環境大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令で定める事項</p>	<p>第三十三条の二 取引の態様等を勘案して政令で定める特定器官等であってその形態、大きさその他の事項に関し特定器官等の種別に応じて政令で定める要件に該当するものの<u>輸出入</u>、譲渡し又は引渡しの業務を伴う事業(以下この章及び第六十二条第一号において「特定国際種事業」という。)を行おうとする者は、環境大臣及び特定器官等の種別に応じて政令で定める大臣(以下この章において「特定国際種関係大臣」という。)の<u>登録を受け</u>なければならない。</p> <p><u>2 前項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に環境省令で定める書類を添えて、これを特定国際希少種関係大臣に提出しなければならない。</u></p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>二 特定器官等の譲渡し又は引渡しの業務を行うための施設の名称及び所在地</p> <p>三 譲渡し又は引渡しの業務の対象とする特定器官等の種別</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、環境大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令で定める事項</p> <p><u>2 特定国際種関係大臣は、前項の申請により登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくは添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</u></p>

現 行	変更案
	<p><u>一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの</u></p> <p><u>二 第三十三条の四第二項の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から二年を経過しない者</u></p> <p><u>三 第一項の登録を受けた者(以下「特定国際種事業者」という。)で法人であるものが第三十三条の四第二項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前三十日以内にその特定国際種事業者の役員であつた者でその処分のあつた日から二年を経過しないもの</u></p> <p><u>四 第三十三条の四第二項の規定により業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者</u></p> <p><u>五 この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者</u></p> <p><u>六 法人であつて、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの</u></p> <p><u>3 特定国際種関係大臣は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない</u></p> <p><u>4 特定国際種関係大臣は、登録をしたときは、その申請をした者に対し、事業登録証を交付しなければならない。</u></p> <p><u>5 前項の事業登録証には、環境省令で定める様式に従い、第一項第一号から第三号に掲げる事項を記載するものとする。</u></p> <p><u>6 特定国際種事業者は、その事業登録証に係る第一項第一号から第三号に掲げる事項に変更を生じたとき、又は事業を廃止したときは、当該変更が生じた日から起算して三十日を経過する日までの間に特定国際種関係大臣にその旨を届け出なければならない。</u></p> <p><u>7 特定国際種事業者は、事業登録証を亡失し、又は滅失したときは、環境省令で定めるところにより、特定国際種関係大臣に申請をして、事業登録証の</u></p>

現 行	変更案
<p>第三十三条の三 前条の規定による届出をして特定国際種事業を行う者は、その特定国際種事業に関し特定器官等の譲受け又は引取りをするときは、その特定器官等の譲渡人又は引渡人の氏名又は名称及び住所並びにこれらの者が法人である場合にはその代表者の氏名を確認するとともに、その特定器官等に第三十三条の六第一項の管理票が付されていない場合にあっては、その譲渡人又は引渡人からその特定器官等の入手先を聴取しなければならない。</p> <p>2 前条の規定による届出をして特定国際種事業を行う者は、…</p>	<p><u>再交付を受けることができる。</u></p> <p>第三十三条の三 <u>前条の規定による届出をして</u>特定国際種事業を行う者は、その特定国際種事業に関し特定器官等の<u>輸出入</u>、譲受け又は引取りをするときは、その特定器官等の<u>輸出入先</u>、譲渡人又は引渡人の氏名又は名称及び住所並びにこれらの者が法人である場合にはその代表者の氏名を確認するとともに、その特定器官等に第三十三条の六第一項の管理票が付されていない場合にあっては、その譲渡人又は引渡人からその特定器官等の入手先を聴取しなければならない。</p> <p>2 <u>前条の規定による届出をして</u>特定国際種事業を行う者は、…</p> <p><u>3 特定国際種事業者は、その事業所ごとに、第三十三の二第四項の事業登録証を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。また、特定器官等を販売又は頒布をする目的でその陳列又は広告するときには登録を受けていることその他環境省令で定める事項を表示しなければならない。</u></p>
<p>第三十三条の四 環境大臣及び特定国際種関係大臣は、第三十三条の二の規定による届出をして特定国際種事業を行う者が…</p> <p>2 環境大臣及び特定国際種関係大臣は、第三十三条の二の規定による届出をして特定国際種事業を行う者が前項の指示に違反した場合においてその特定国際種事業を適正化して希少野生動植物種の保存に資することに支障を及ぼすと認めるときは、その者に対し、三月を超えない範囲内で期間を定めて、その特定国際種事業に係る特定器官等の譲渡し又は引渡しの業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。</p>	<p>第三十三条の四 環境大臣及び特定国際種関係大臣は、<u>第三十三の二の規定による届出をして</u>特定国際種事業を行う者が…</p> <p>2 環境大臣及び特定国際種関係大臣は、<u>第三十三の二の規定による届出をして</u>特定国際種事業を行う者が前項の指示に違反した場合においてその特定国際種事業を適正化して希少野生動植物種の保存に資することに支障を及ぼすと認めるときは、その者に対し、三月を超えない範囲内で期間を定めて、その特定国際種事業に係る特定器官等の譲渡し又は引渡しの業務の全部又は一部の停止、<u>若しくは登録の取消し</u>を命ずることができる。</p>
<p>第三十三条の五 第三十条第三項の規定は第三十三条の二の規定による届出をした者について、第三十条第四項の規定は第三十三条の二の規定による届出について、…</p>	<p>第三十三条の五 第三十条第三項の規定は第三十三条の二の規定による<u>登録</u>をした者について、第三十条第四項の規定は第三十三条の二の規定による<u>登録</u>について、…</p>

現 行	変更案
	<p><u>第四十九条の二</u> <u>環境大臣は、希少野生動植物種取扱業者、第三十条第一項の規定による届出をして特定国内種事業を行う者及び特定国際種事業者の登録簿又は届出簿を一般の閲覧に供しなければならない。</u></p>
<p>第五十七条の二 第九条、第十二条第一項又は第十五条第一項の規定に違反した者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p>	<p>第五十七条の二 第九条、第十二条第一項又は第十五条第一項の規定に違反した者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p><u>2 前項の犯罪行為の用に供した物及びその犯罪行為によって捕獲、譲渡等又は輸出入した希少野生動植物の個体等であって、犯人の所有に係る物は、没収する。</u></p>
<p>第六十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。</p> <p>一 第五十七条の二 一億円以下の罰金刑</p> <p>二 第五十八条第一号(第十八条に係る部分に限る。)、第二号(第十七条に係る部分に限る。)及び第三号 二千万円以下の罰金刑</p> <p>三 第五十八条第一号(第十八条に係る部分を除く。)及び第二号(第三十七条第四項に係る部分に限る。)、第五十九条、第六十二条並びに第六十三条 各本条の罰金刑</p> <p>2 前項の規定により第五十七条の二の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同条の罪についての時効の期間による。</p>	<p>第六十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。</p> <p>一 第五十七条の二 一億円以下の罰金刑</p> <p>二 第五十八条第一号(第十八条に係る部分に限る。)、第二号(第十七条に係る部分に限る。)及び第三号 二千万円以下の罰金刑</p> <p>三 第五十八条第一号(第十八条に係る部分を除く。)及び第二号(第三十七条第四項に係る部分に限る。)、第五十九条、第六十二条並びに第六十三条 各本条の罰金刑</p> <p>2 前項の規定により第五十七条の二の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同条の罪についての時効の期間による。</p> <p><u>3 第一項の規定により第五十七条の二の犯罪行為の用に供した物及びその犯罪行為によって捕獲、譲渡等又は輸出入した希少野生動植物の個体等</u></p>

現 行	変更案
	<u>であって、法人の代表者又は法人の所有に係る物は、没収する。</u>